**平成２２年（フ）第５２８号**
宮城県岩沼市相の原３丁目２番1741号
債務者　高橋　麻実
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第５７４号**
宮城県亘理郡亘理町字上茨田28番地７
債務者　松本　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２号**
福島市平石字下石38番地の３
債務者　増澤　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第１４５号**
茨城県常陸大宮市下檜沢1431―１　下檜沢住宅５―１―１、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅東２丁目20番５―303号　コストバールⅠ
債務者　舘野　路明
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１９１号**
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅10―２―３号
債務者　黒澤　久江
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１９７号**
茨城県ひたちなか市大字馬渡2878番地４　岡崎住宅１号
債務者　河野テル子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１９８号**
茨城県ひたちなか市大字馬渡2878番地４　岡崎住宅１号
債務者　河野　円香
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２０２号**
水戸市城南３丁目５番８―402号　サニーコミネ
債務者　齊木　禮子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２０６号**
茨城県小美玉市野田1475番地703
債務者　平田　正広
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２１０号**
茨城県水戸市東赤塚257番地の50
債務者　藤井　澄子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２１３号**
茨城県水戸市東原１丁目２番20号　グレースコートＡ棟202号
債務者　檜山　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２１５号**
茨城県水戸市元吉田町920番地の８　ヴィラ荒谷101号
債務者　平沼　友和（旧姓磯）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第５４号**
茨城県土浦市生田町６番25号
債務者　助川　　明
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１１５号**
茨城県石岡市貝地２丁目６番７―204号　ロマーヌ石岡第２
債務者　風間　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１２６号**
茨城県土浦市西根南３丁目３番37号
債務者　山田　康子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１号**
茨城県坂東市上出島1100番地14アピアランス岩井102号、前住所千葉県野田市上花輪1099番地の１コーポサングリーン１号室
債務者　紅林　秀俊
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２２年（フ）第４３号**
茨城県筑西市蓮沼61番地３　みどり荘北、前住所茨城県筑西市新治2001番地６　竹川貸家
債務者　戸上　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部